

◎新潟県告示第1006号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

令和2年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する要措置区域
五泉市南本町三丁目114番1の一部、115番1の一部、115番2の一部、115番3の一部、116番1、116番2及び116番4
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め